

措置報告書

第3号
令和3年2月8日

豊島区男女共同参画苦情処理委員様

住 所
東京都豊島区南池袋2-45-1
氏 名
豊島区長 高野 之夫



令和2年12月10日付第2号により通知がありました意見表明に対しましては、次の通り措置したので報告します。

意見表明の趣旨	<p>区は、条例第7条第6項に違反した事件の申出を受けたことを重く受け止め、さらに区内企業等の啓発を進め、関連する研修を促進するため、アウティングや性自認又は性的指向の公表（以下「カミングアウト」という。）に関する企業向けの周知資料を策定すべきである。</p> <p>周知資料には、1) 性自認又は性的指向に関する基礎知識、2) アウティングやカミングアウトのあり様やその特徴、3) 条例違反となる性自認又は性的指向に関する人権侵害、4) 改正労働施策総合推進法の施行により性的指向・性自認に関するハラスメント（「アウティング」含む。）は雇用管理上の措置義務の対象であること、それぞれについて資料の内容に含めることが適当である。</p> <p>また、申出のあったアウティング被害の実態調査については、全区民を対象とした調査は困難であることが想定されるため、関連する類似調査を活用し、アウティング防止の施策に反映していくことが適当である。</p> <p>他方で、アウティング被害が発生した企業の企業名公表については、現時点では条例の規定上困難であることから、今後の条例改正にあたっての課題として検討していくことが適当である。</p>
措置の状況及び内容	<p>①アウティングやカミングアウトに関する企業向けの周知資料について 【措置の状況・内容】令和3年4月までに「多様な性自認・性的指向に関する対応指針」を改訂し、指摘事項を追記する。また、5月までに企業向けの資料を作成し、産業関係団体と連携して周知を行っていく。</p> <p>②アウティング被害の実態調査について 【措置の状況・内容】令和3年度よりパートナーシップ制度利用者へのアンケート項目に追加するとともに、関連する類似調査を活用し、対応指針等アウティング防止施策に反映していく。</p> <p>③アウティング被害が発生した企業の企業名公表について 【措置の状況・内容】現時点での条例改正は困難なため、人権侵害が発生した際の相談窓口の周知による速やかな救済とともに、区内企業も含めた区民に対し、さらに予防啓発を進めていく。</p>